

兵庫県政に対する要望について

尼崎市

令和4年10月

要望にあたって

本市市政推進にあたっては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に収束の兆しがみえるなか、ウクライナ危機やそれに伴う物価上昇等、地域経済の回復にとっては大きな足かせとなる社会情勢が続いています。

このようななか、本市においては、新たに第6次総合計画を策定し、先の見通せない変化の激しい時代において、本市の目指す「ありたいまち」の実現に向けて、絶えず振り返りを行い継続する課題に対応しながら、次の10年のまちづくりを進めていこうとしています。

しかしながら、今後の市政運営における課題はまだ多く、この度、特段の配慮をお願いしたい事項について要望いたしますので、実現に向けてご高配賜りますよう、よろしく願いいたします。

尼崎市長 稲村和美

【要望項目】

目次

- 1 大阪・関西万博を契機とした誘客等に係る協力・連携並びに南部臨海地域の駐車対策について3
- 2 時勢に沿った中小企業支援に向けた協力・連携及び「ものづくり支援センター」の機能強化等について4
- 3 学校における教職員体制の充実等について5
- 4 朝鮮学校に対する助成について7
- 5 アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等に向けた自治体のネットワーク化に関する支援及びアスベスト除去等に係る県及び国の制度の拡充について8

1 大阪・関西万博を契機とした誘客等に係る協力・連携並びに南部臨海地域の駐車対策について

<要望事項>

- ① 大阪・関西万博における来場者の送客や本市への県内旅行者の誘客について一層の協力・連携をすること
- ② 大阪・関西万博の開催を踏まえ、南部臨海地域の渋滞緩和のため、本市と連携し同地域でのトラックのマナー対策・駐車対策について継続的に実施するとともに、トラックターミナルや休憩所を設置する等抜本的な対策を検討すること

<説明>

- ① 2025年の大阪・関西万博では、本市南部臨海地域のフェニックス用地への会場外駐車場の設置・市内主要駅からのシャトルバス運行、加えて空飛ぶクルマの発着場の設置が検討されている等、主に会場西側エリアからの来場者の送客にとって重要な地域となっている。また、県では「ひょうごフィールドパビリオン」として、県下の様々な魅力あるコンテンツを発信し、県内への来場者の誘客を計画されている。

2025年の大阪・関西万博を契機としたベイエリアの将来像や事業展開については兵庫県域の大阪湾ベイエリア活性化推進協議会においても検討されていくことと思うが、本市の地理的特性を踏まえ、来場者のスムーズな会場へのアクセス及び兵庫県下の観光の拠点として、本市が役割を担うにあたって一層の協力・連携をお願いしたい。

- ② 大阪・関西万博の開催にあたっては、本市南部臨海地域に会場外駐車場が設置される予定であり、それに伴う交通量の増加や、近年、増加している物流施設への搬入待ちトラックの駐停車による周辺道路の渋滞、また、その車両からごみのポイ捨て等のマナー問題は喫緊の課題である。駐車対策・マナー対策について、本市と連携した取組を今後も継続的に実施するとともに、県外車両への周知・啓発に関し全日本トラック協会等への働きかけをお願いしたい。

加えて、本市の地理的特性から圏域を越えた協力・連携が必要と考えており、その一環として、マナー向上の取組では、隣接する大阪市と両市内全域での路上喫煙の全面禁止に向けて連携を進めているところである。こうしたことから、渋滞や駐車車両の抜本的な対策として、大阪府東大阪市にあるようなトラックターミナルや休憩所の設置を検討いただくとともに、県としても大阪府とも連携した対応を検討されたい。

2 時勢に沿った中小企業支援に向けた協力・連携及び「ものづくり支援センター」の機能強化等について

<要望事項>

- ① 「スマートものづくりセンター阪神」のデジタル技術の実装支援と「ものづくり支援センター」の基礎素材型産業分野のノウハウを活かし、時勢に沿った中小企業支援が行えるよう一層の協力・連携をすること
- ② 県 OB 職員の人件費について応分の費用負担を行うこと、また、職員の高齢化が進むものづくり支援センターに対し、継続した人材派遣を行うこと
- ③ 地域の中小企業への支援を継続するため、継続的な機器更新を検討すること

<説明>

- ① 自社で人材育成機能のリソースが不足しがちな中小企業にとって、ロボット・IoT・DX化に関する技術支援・人材育成機能を有するスマートものづくりセンター阪神は頼りになる存在であり、昨今、IoT・DX化に係る相談件数の増加を踏まえるとその役割は今後、より重要なものとなっていく。
今後、地域の製造業のイノベーションをさらに促進していくために、ものづくり支援センターが長年培ってきた基礎素材型産業分野における技術支援・研究のノウハウと、スマートものづくりセンター阪神が有するロボット・IoT・DX分野の技術の実装に関する支援について、企業ニーズに合う時勢に沿った支援が展開できるよう更なる協力・連携をお願いしたい。
- ② 阪神間の技術支援の拠点として設置・運営されている、スマートものづくりセンター阪神の所長と、ものづくり支援センター部長を兼務する県 OB 職員の人件費は、現在、本市でその全額を負担している。責任者として、両センターの管理運営を行っていることから、県においても応分の人件費負担を行うこと。また、ものづくり支援センターの職員の平均年齢は66歳となっており、今後も安定して事業者支援を継続していけるよう、工業技術センターをはじめ豊富な人材を有する兵庫県から継続した人材派遣をお願いしたい。
- ③ ものづくり支援センターが有する機器は60機を超えるものとなっているが導入後数十年が経過し、老朽化による故障や能力的・機能的な陳腐化が進んでいる。平成29年度に3機種の導入を県の支援の下で行って以降、令和3年・4年度に独自の資金調達により計2種の機器を導入したに留まる。コロナ禍や原油高騰、目まぐるしく変化する経営環境のなかで、最先端の技術開発の分野においては、数年で機器の能力が陳腐化してしまう状況にある。
効果的な中小企業の技術支援を行う上で、ニーズにあった継続的な機器の更新は不可欠であり、県において、継続的な費用負担を可能とする補助制度の整備等を検討いただきたい。

3 学校における教職員体制の充実等について

<要望事項>

- ① 小・中学校における加配教員の増員及び中学校における35人学級の早期実施に向けた国への基礎定数改善の働きかけを行うこと
- ② 尼崎市立成良中学校琴城分校への「養護教諭」配置又は、「スクールヘルスリーダー」の配置回数・時間数の見直しを実施すること
- ③ 尼崎市立成良中学校琴城分校の外国人生徒に対する支援について、「子ども多文化共生サポーター」の派遣条件を同校の実情にあったものにする
- ④ 教員の欠員にあたって、非常勤講師を任用できるようにすることや、臨時講師の任用にあたっての制度の弾力的な運用、加えて教員確保のため、教員採用試験において他府県並みの優遇措置を検討すること

<説明>

- ① 小学校においては、今年度より「兵庫型学習システム」において教科担任制が導入され、教科指導の充実や教員の負担軽減が図られている。一方で、特別な学習指導や生徒指導等、個々の児童が抱える課題は多様化していることから、一人ひとりの児童に寄り添った支援ができる加配教員の一層の増員をお願いしたい。

中学校においては、「兵庫型学習システム」において35人学級が選択できる形になっているが、授業時間数増加等の課題があることから、中学校における35人学級の早期の実施に向け、国への基礎定数改善の働きかけや、生徒指導・不登校等の課題に対応する加配教員の増員をお願いしたい。

- ② 尼崎市立成良中学校琴城分校では、60歳以上の高齢の生徒数の割合が高いなど夜間中学校という特殊性から、日々の健康面や安全面で細心の注意を払う必要がある。さらに、令和3年度より、他市町から広域に入学希望者を受け入れており、生徒数が増加傾向にあることから、これらの生徒に対する健康面・安全面での十分な支援体制を確保するため、「養護教諭の配置」をお願いしたい。

なお、養護教諭の配置が困難な場合においては、現在、年間39回（一日あたり3時間）のみの派遣となっている「スクールヘルスリーダー」について、配置時間数や回数を同校の授業時間相当分を確保されたい。

- ③ 尼崎市立成良中学校琴城分校では、外国人生徒に対する支援に係る課題が顕著であり、受け入れにあたってのサポート体制の充実が必要不可欠である。個別のケースでは派遣回数の追加等、県には弾力的に対応いただいているものの、ほとんどのケースにおいて県の「子ども多文化共生サポーター」の派遣条

件に満たない状況である。特に、ネパール国籍の生徒については、来日後1年を経過しているケースも含めて支援が必要な生徒が11名在籍（令和4年8月時点）しているのに対し、県の「子ども多文化共生サポーター」の支援対象となった生徒は2名のみである（同サポーターの配置は1名）。こうした状況を踏まえ、「子ども多文化共生サポーター」の派遣条件について、「入学してから12か月未満の日本語指導が必要な外国人生徒を対象とする」及び「同国籍の日本語指導が必要な複数の外国人生徒については、複数人のサポーターを派遣する」等、令和3年度から生徒の受け入れについて広域化している同校に対しては、特例的な対応をお願いしたい。

- ④ 常勤の教師が育児休業等により欠員となった場合、臨時講師しか任用ができないルールとなっている。しかしながら、多様な働き方が進むなか、非常勤講師での任用希望もあることから、常勤の欠員補充については、非常勤講師も任用できるよう検討されたい。また、臨時講師について、当該年度途中での任用が見込める場合には、年度当初から任用し、年間を通して働くことができるようにしたり、臨時講師の任用が年度途中ででき、任用がない期間が一定期間内であれば、任用を継続できるようにしたりするなど弾力的な制度運用を検討されたい。

また、県内で臨時講師として働いている人やこれから県で働きたいという意欲を持った若手を確保するためにも、兵庫県教員採用試験において、筆記免除や大学等の推薦枠などの優遇措置を、近隣他府県並に設けるようお願いしたい。

4 朝鮮学校に対する助成について

<要望事項>

依然として、朝鮮学校の運営が厳しい状況であることから「外国人学校振興費補助」について、交付基準（教育充実分）の見直しを行うこと

<説明>

朝鮮学校については、法的に各種学校の扱いであるため、私立学校と同等の補助が受けられず、結果として児童生徒の保護者負担が大きくなっている。

本市では、市内にある朝鮮初中級学校が義務教育課程に相当する教育を行っていること、保護者は納税者であること、また、わが国が批准している「児童の権利に関する条約」において、自国の言語、文化等の教育を受ける権利を保障されていること等を勘案し、保護者の負担軽減及び民族教育を希望する者の「選択の自由」を支援することを目的として、市内在住の児童生徒の保護者に対し、補助金を支給している。

しかし、県からの「外国人学校振興費補助」については、交付基準の変更により補助額が大幅に削減されており、それに加え、コロナ禍において保護者等の収入減に伴い、学校への寄付額の減が見込まれており、ますます厳しい状況となっている。

また、外国人学校が実施する特色ある教育への支援を行うための、「専修学校各種学校特色教育推進事業」をもってしても、「外国人学校振興費補助」の減額分には相当せず、学校運営は非常に厳しい状況におかれている。

こうしたことから、「外国人学校振興費補助」（教育充実分）の交付基準とされている「主要科目で日本の検定教科書を使用し、教員の2/3以上が日本の教員免許を所有すること」を撤廃し、従前のように教育充実分の補助をお願いしたい。

5 アスベスト被害に対する恒久的な健康管理制度の構築等に向けた自治体のネットワーク化に関する支援及びアスベスト除去等に係る県及び国の制度の拡充について

<要望事項>

- ① アスベストによる健康被害に対し、恒久的な健康管理制度の構築及び被害者の救済制度の充実について国に要望するとともに、関係自治体のネットワーク化等連携強化を行うこと
- ② アスベスト除去等の取組促進に向け、事業者の負担が軽減され補助制度が実効あるものとなるよう現行の補助制度の枠組みにおいて、県の補助制度の創設を行うとともに、国に対しても補助制度の拡充の働きかけを行うこと

<説明>

- ① 平成17年6月の「クボタショック」以来、多くのアスベストによる健康被害を受けた方々を支える本市では、これまで、多くの自治体と連携し、全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築を推し進めるよう国に要望してきた。また、アスベスト被害を受けた方々が安心して生活できるような救済給付制度の充実及び保険者の厳しい財政状況に鑑み、医療費の全額を負担する制度を構築することについても、あわせて要望してきたところである。こうした要望について、県からも国へ強く要望いただくとともに、アスベスト被害を抱える自治体が一体となって働きかけることが望ましいことから、県による自治体のネットワーク化、県市の連絡会議を活用するなどし、関係自治体の連携強化をお願いしたい。
- ② 本市では、国による社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）の住宅・建築物アスベスト改修事業の制度を活用し、民間建築物に施工されている吹付けアスベストの除去等の費用の一部を補助し、アスベストの除去等の促進を図っているが、これまでの実績としては、調査が14件、除去等が8件であり、この補助制度が十分活用されているとは言い難い。また、アスベスト調査台帳の整備をしているなかで、1,000㎡以上の民間建物で吹付けアスベスト等が施工され対策が未済のものが7棟あり、実際のところ、アスベスト除去等がまだ進んでいない状況である。

アスベスト除去等に係る必要経費の2/3を事業者が負担することになる現状を踏まえ、現行の補助制度の枠組みにおいて、事業者の負担の軽減が図られ実効ある制度となるよう、県の補助制度の創設を行うとともに、国に対して補助制度の拡充の働きかけを行うこと。

尼崎市 総合政策局 政策部 都市政策課

〒660-8501

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁舎北館4階

電話番号 06-6489-6138

Eメール ama-seisaku@city.amagasaki.hyogo.jp